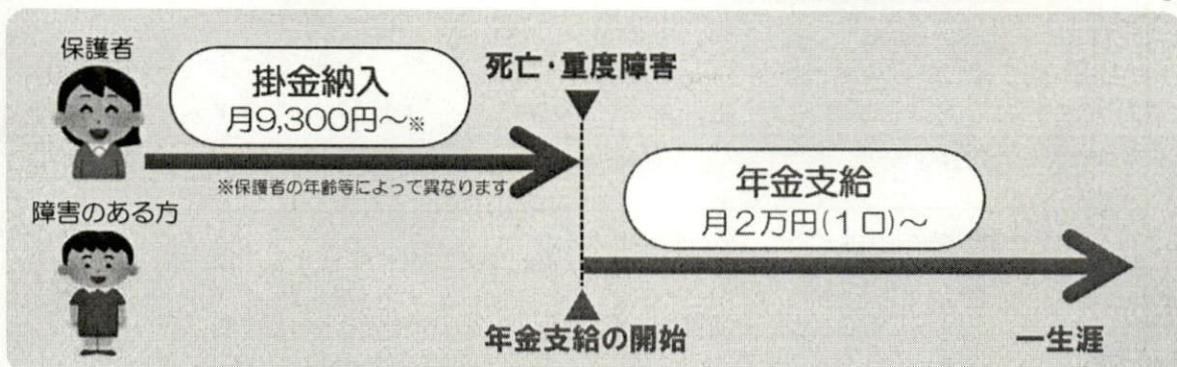


親あるうちにできること。  
お子さんに、生涯の安心を…。

# 障害者扶養共済制度 (じょうがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さんへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、  
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、  
**障害のある方へ、終身年金を支給します。**



## 「障害者扶養共済制度（じょうがい共済）」の4つのメリット

### 毎月2万円の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月2万円が生涯にわたって支給されます。**  
(2口加入の場合には4万円)

### 掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。

### 税制優遇

保護者が支払う掛金は所得控除の対象になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

### 公的制度だから安心

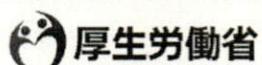
都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

★ 加入資格、掛金（保険料）、年金額等の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体（都道府県・指定都市）の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。

★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養保険事業」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業

検索



独立行政法人 福祉医療機構

## 保護者の方などから よくあるご質問



保護者の加入要件は？

- ・年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。



掛金はいくら？

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は安くなります。

【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 60歳～64歳：23,300円など

※制度の見直しにより掛金が改訂されることがあります。

- ・民間保険と比べて安いのが特徴です。



税制優遇って？

- ・掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。



障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

- ・はい、受け取れます。

しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。



保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

- ・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただきます。

年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理することができます。



誰が運営しているの？

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

親あるうちにできること。  
お子さんに、生涯の安心を…。

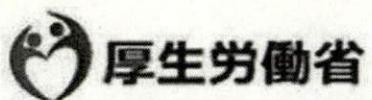
# 障害者扶養共済制度

(愛称: しょうがい共済)

## 案内の手引き

平成30年2月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課  
独立行政法人福祉医療機構 共済部 扶養保険課



厚生労働省



独立行政法人 福祉医療機構

# 「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」を より多くの方にご案内いただくために、この手引きを作りました。

## 1. はじめに

「障害者扶養共済制度(愛称:しょうがい共済)」は、障害のある方の生活の安定や福祉の増進の一助となるため、また、障害のある方の将来に対して、保護者がいだく不安の軽減を図ることを目的として生まれました。

制度が生まれてから約50年が経過し、これまで多くの方々にご利用いただいているが、この制度をご存じない方もまだ多くいらっしゃいます。そのため、さらなる広報の充実を図ることにより、この制度を必要としている障害のある方やその保護者の方々に是非この制度を知っていただき、今後、少しでも安心して暮らしていただくための手助けとなれば、と考えております。

今般、「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」が担うべき役割、税制上の優遇措置等のメリットをわかりやすく紹介したリーフレットのひな形として、保護者の意見を参考に、右のリーフレットを作成しました。

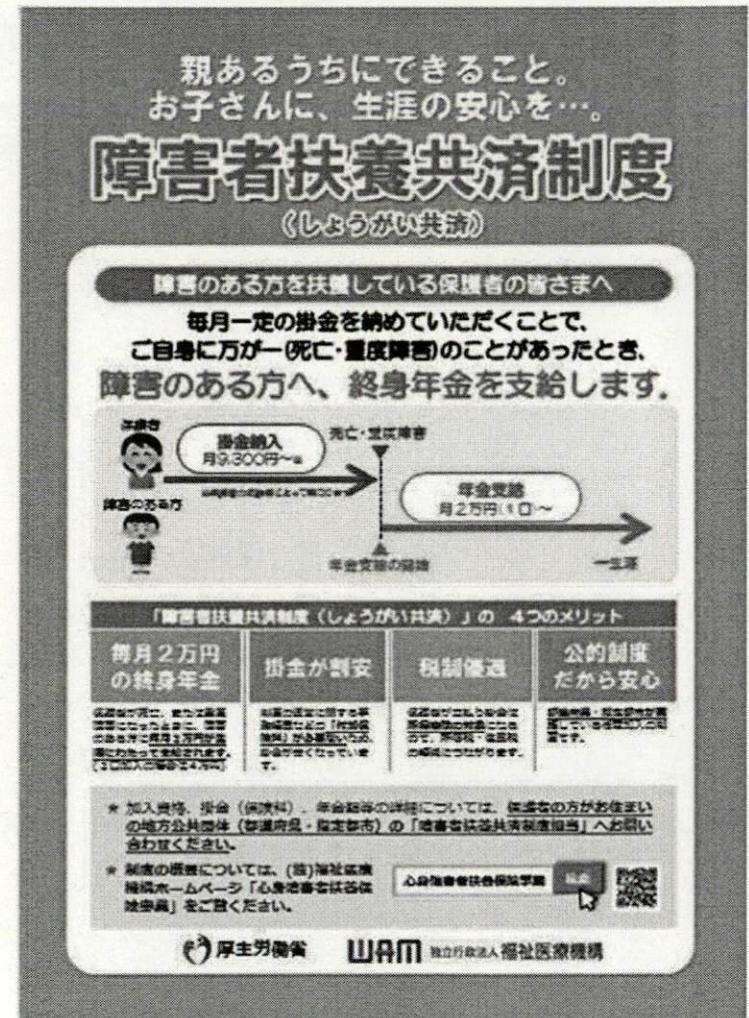
この手引きは、都道府県・指定都市、市町村の障害者行政窓口の担当者や障害者相談支援専門員が、リーフレットを用いて障害のある方の保護者等に制度のご案内を行う際の手助けとなるよう作成したものです。

本制度へのご加入を検討されている方等へのご説明には、別途、(独)福祉医療機構で詳細なパンフレット※を作成しておりますので、そちらをご活用ください。

※ パンフレットは、(独)福祉医療機構HP「心身障害者扶養保健事業」のページからダウンロードできます。

心身障害者扶養保健事業

(リーフレット・表面)



# 行政窓口だけでなく、関係する機関や団体等においても、あらゆる機会をとらえて、積極的に本制度のご案内をお願いします！

## 1. 行政窓口だけでなく、関係機関・関係団体等でも！

実施主体である都道府県・指定都市、市町村の障害者行政窓口だけでなく、下のような関係機関・関係団体等でも、機会をとらえて、障害のある方やその保護者にご案内していくことが重要であると考えています。

- ・障害のある方やその保護者が利用される障害者相談支援事業所
- ・児童発達支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所 等

## 2. あらゆる機会をとらえ、積極的にご案内を！

障害のある方やその保護者から、制度について照会があったときだけでなく、あらゆる機会をとらえて積極的に紹介していくことが必要です。本リーフレットを活用し、下のような様々な機会に紹介していただければ幸いです。

- ・身体障害者手帳や療育手帳等の申請があったときや交付時
- ・各種障害福祉サービス等の利用の申請があったとき 等

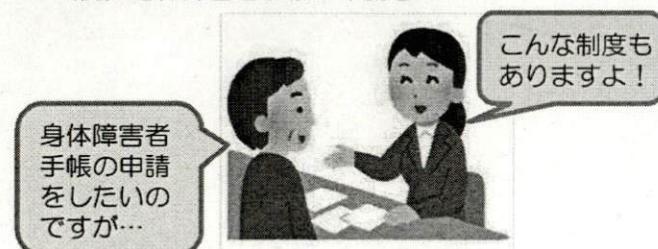
## 3. 説明する側が制度を理解していることが重要!!

説明する側が、制度を理解していないと障害のある方やその保護者に制度のメリット等を理解していただくことは困難です。

都道府県・指定都市におかれでは、市町村障害者行政窓口の担当者等が本制度について理解を深めるよう、扶養共済制度に関する研修を実施する等の工夫が望まれます。

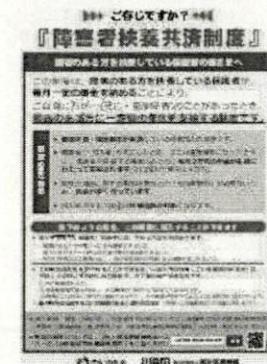
## 例えば、こんな機会に…

- ▶ 市町村障害者行政窓口で機会をとらえてご案内  
(例) 身体障害者手帳の申請窓口



- ▶ 障害者相談支援専門員や児童相談所の職員、保健師による相談の際にご案内

## ポスターもご活用ください



- ▶ 特別支援学校や障害のある方が利用される施設にポスターを掲示

※ ポスターのデータは、厚生労働省や、福祉医療機構のHPからダウンロードできます。

心身障害者扶養保険事業 検索

## 制度案内の ポイント①

しょうがい共済には、障害のある方を支えるための様々なメリットがあります。そのメリットをわかりやすく伝えてください！

### 1. 制度の概要

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

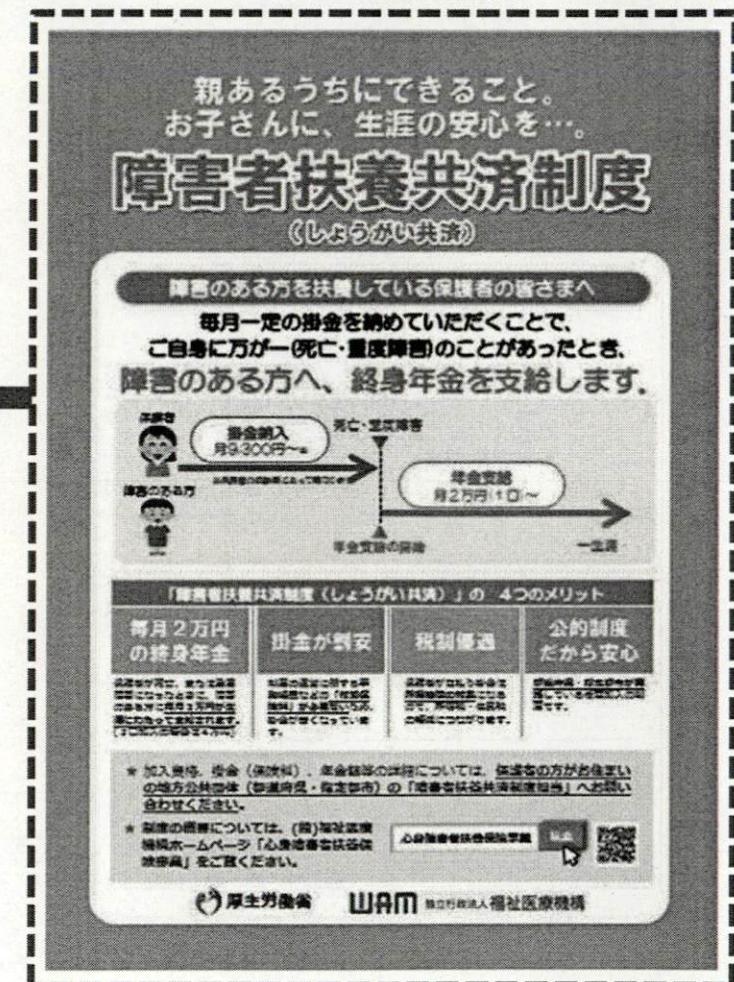
### 2. 制度の主な特色（メリット）

- ①保護者が死亡したとき又は重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）の年金が生涯にわたり支給されます。
- ②付加保険料（保険に係る経費分）を徴収しないため、掛金が低廉です。
- ③掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。また年金に対しては所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。
- ④都道府県及び指定都市が条例に基づき実施している制度であり、（独）福祉医療機構が厚生労働省の監督の下、障害のある方に年金を支給するための資金を運用しています。

### 3. その他

- ①掛金の免除制度があります。（詳しくはP. 8へ）
- ②全国の都道府県・指定都市で加入でき、転出した場合は転出先の都道府県・指定都市で継続できます。

（リーフレット・表面）



制度案内の  
ポイント②

障害のある方に対して、生涯にわたり年金が支給されます！  
その他、弔慰金などについてもご説明ください。

### 1. 年金と弔慰金

- ・障害のある方に対して、生涯にわたり年金が支給されます。(毎月2万円、2口の場合は毎月4万円)
- ・1年以上加入した後、万一障害のある方が先に亡くなった場合には、加入期間に応じて、保護者に対して弔慰金が支給されます。この場合、すでに払い込んだ掛金は、返還されません。

【弔慰金】

加入期間	弔慰金の額
1年以上5年未満	5万円
5年以上20年未満	12万5千円
20年以上	25万円

※制度の見直しにより  
弔慰金が改定される  
こともあります。

### 2. 制度の利用例

【例1】保護者が32歳、障害のある子が2歳の時に加入した。保護者が80歳で死亡し、子が50歳から80歳まで月額2万円の年金を受給した場合。

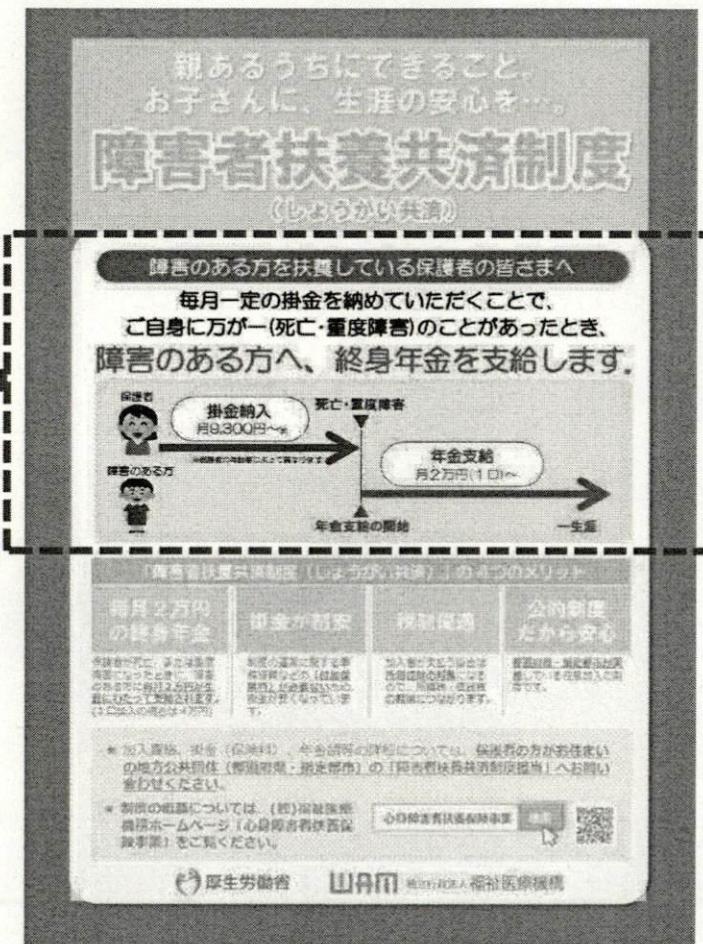
- ・掛金総額(33年間分): 3,682,800円 ← 33年間掛金を払ったところで、掛金免除の要件を満たす (P.8「掛金の免除」参照)
- ・年金総額(30年間分): 7,200,000円

【例2】保護者が50歳、障害のある子が20歳の時に加入した。保護者が80歳で死亡し、子が50歳から65歳まで月額2万円の年金を受給した場合。

- ・掛金総額(20年間分): 4,512,000円 ← 20年間掛金を払ったところで、掛金免除の要件を満たす (P.8「掛金の免除」参照)
- ・年金総額(15年間分): 3,600,000円

※保護者の誕生日や加入月等により支払期間や支払総額が変わります。  
※掛金額>年金額となる場合や、障害のある方が保護者より先に死亡したことにより年金支給ができない場合もあります。このような可能性についても説明し、ご理解いただくことが必要です。

(リーフレット・表面)



## 制度案内の ポイント③

# 加入にあたっては、保護者・障害のある方ともに要件があります！

※加入要件には、「保護者に関するもの」と「障害のある方に関するもの」とがあり、いずれの要件も満たしていることが必要です。

## 1. 加入要件について

### (1) 保護者の要件

障害のある方を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、

その他の親族など)であって、次のすべての要件を満たしている方です。

①その都道府県・指定都市内に住所があること。

②加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。

③特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。(健康状態等によっては、この制度にご加入いただけない場合があります。)

④障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

### (2) 障害のある方の要件

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。(年齢は問いません。)

①知的障害

②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害

③精神又は身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が

①又は②の者と同程度と認められる方

※ご加入のお申し込みの際に、保護者の健康状態等について告知をしていただく必要があります。健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

(リーフレット・裏面)

### 保護者の方などからよくあるご質問

#### 保護者の加入要件は？

・年齢が65歳未満で健常であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。

#### 扶養はいくら？

・加入時点の保険料の算定によって決まります。保険料の変動が多いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は変くなります。  
【例】30歳：3,100円、60歳～64歳：14,300円、65歳～69歳：22,300円など。  
※新規に受取るに伴う料金が計算されることがあります。  
・民間保険と比べて安いのが特徴です。

#### 料金はいつ？

・料金の支払いが年間保険料の対象となることから、所得税・住民税の課税につながります。年金を受け取る際も、所得税・住民税、相続税、贈与税がかかりません。

#### 障害基準年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

・はい、受け取れます。  
しかも、障害者扶養共済制度(じょうがい共済)により支給される年金は、生活保護の収入確認から除外されます。

#### 保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

・該度の方などを「年金管理署」としてご指定いただきます。  
年金管理署が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

#### 誰が運営しているの？

・各都道府県および指定都市が、各自に委嘱を実施しています。  
・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

**制度案内の  
ポイント④**

## 掛金には、付加保険料が上乗せされないため割安です！

※一般的に生命保険における保険料は、「純保険料」と「付加保険料」から成り立っていますが、「障害者扶養共済制度(しようがい共済)」は「純保険料」のみで設定されており、「付加保険料」は加算されていません。  
純保険料…保険金等の給付を行うための原資 付加保険料…保険事業の運営に必要な事業費

### 1. 掛金月額

ア 掛金は、掛金免除になるまでの期間又は脱退月まで払い込む必要があります。なお、所定の期間、払い込みを滞納したときは、加入者としての地位を失います。

イ 掛金月額は、加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢に応じて決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで月額の掛金は安くなります。

年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。

※制度から脱退された場合は、すでに払い込んだ掛金は返還されません。

(リーフレット・裏面)

#### 保護者の方などから よくあるご質問

##### 保護者の加入要件は？

・年収がもろ差支額であることや、一定基準の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。

##### 掛金はいくら？

・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は安くなります。  
【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 60歳～64歳：23,300円など  
・制度の見直しにより掛金が改定されることがあります。

##### 税制優遇って？

・掛金の支額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の額減につながります。年金を受け取る度も、所得税、住民税、軽減税、贈与税がかかりません。

##### 障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

・はい、受け取れます。  
しかも、障害者扶養共済制度(しようがい共済)により支給される年金は、生活保護の収入控除から除外されます。

##### 保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

・既存の方などを「年金暫託権」としてご指定いただけます。  
年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

##### 誰が運営しているの？

・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。  
・独立行政法人日本医療機能整備機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

## ウ 掛金の免除

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金は免除されます。

- ① 年度初日(4月1日)の保護者の年齢が、65歳となったとき
- ② 加入期間が20年以上となったとき

### 【例1】30歳で加入した場合

2016(平成28)年9月1日 制度加入  
2036(平成48)年9月1日 加入期間20年 ★②の要件を充足  
2050(平成62)年9月7日 保護者65歳の誕生日  
2051(平成63)年4月1日 年度初日65歳を迎える ★①の要件を充足  
2051(平成63)年9月1日 要件充足後の加入月 → 掛金免除  
※ 65歳まで35年間掛金を納める必要があります。

### 【例2】60歳で加入した場合

2016(平成28)年5月1日 制度加入  
2020(平成32)年6月7日 保護者65歳の誕生日  
2021(平成33)年4月1日 年度初日65歳を迎える ★①の要件を充足  
2036(平成48)年5月1日 加入期間20年 ★②の要件を充足  
" 要件充足後の加入月 → 掛金免除  
※ 80歳まで20年間掛金を納める必要があります。

## エ 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して掛金の減免を行っている都道府県・指定都市がありますので、その内容をご案内してください。

(リーフレット・裏面)

### 保護者の方などから よくあるご質問



#### 保護者の加入要件は?

- ・年齢が65歳未満で障害であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。



#### 掛金はいくら?

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は安くなります。  
【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 60歳～64歳：23,300円など  
※ 特殊な医療により掛金が改訂されることがあります。



#### 税額控除って?

- ・掛金の金額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の控除につながります。年金を受け取る際も、所得税・住民税、相続税、贈与税がかかりません。



#### 障害者年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか?

- ・はい、受け取れます。  
しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入控除から除外されます。



#### 保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しそうと思は、どうするのですか?

- ・扶養の方などを「年金者遺言」としてご指定いただきます。  
不必要な遺言が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。



#### 誰が選別しているの?

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。  
・独立行政法人扶養障害者年金掛付に必要な資格を大切に運用します。

制度案内の  
ポイント⑤

税制上の優遇措置があります！  
掛金、年金(受け取り)、弔慰金ともに税金が優遇されます。

### 1. 税制上の措置等の内容

#### (1)掛金

加入者が都道府県・指定都市に納める掛金は、所得税及び住民税とともに、小規模企業共済等掛金控除の対象として、その全額が所得控除されています。

##### 【小規模企業共済等掛金控除について】

この控除を受ける場合は、確定申告書の小規模企業共済等掛金控除の欄に記入するほか、支払った掛金の証明書を確定申告書に添付するか提示することが必要です。なお、給与所得者は、「給与所得者の保険料控除申告書」に添付して給与の支払者に提出するか同申告書を提出する際に提示することになります。

#### (2)年金及び弔慰金

年金及び弔慰金は、所得税及び住民税ともに非課税の措置がとられています。また、相続税及び贈与税ともに非課税とされています。

#### (3)その他

年金及び弔慰金は、生活保護の収入認定において収入として認定されません。

(リーフレット・裏面)

##### 保護者の方などからよくあるご質問



###### 保護者の加入理由は？

・年齢が85歳未満で離職であることや、一定種類の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。



###### 掛金はいくら？

・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は安くなります。  
【例】30歳：5,300円 40歳～49歳：14,300円 60歳～69歳：25,000円など  
・初回お見送りによって掛金が凍結されることがあります。  
・保険保険と比べて安いのが特徴です。



###### 税制優遇って？

・掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。



###### 障害高齢年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

・はい、受け取れます。  
しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除外されます。



###### 保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

・既故の方などを「年金管理制度」としてご指定いただきます。  
年金管理制度が障害のある方に代わって年金の請求や受取、管理をすることができます。



###### 誰が運営しているの？

・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。  
・独立行政法人病院機構が年金交付に必要な資金を大切に運用します。

制度案内の  
ポイント⑥

公的年金や生活保護を受給していても、  
年金を受け取ることができます。

### 1. 年金給付について

(1) 加入者が死亡した場合又は下記のいずれかの重度障害状態に該当した場合に支給されます。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- ③両上肢を手関節以上で失ったもの
- ④両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑤一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑦両下肢の用を全く永久に失ったもの
- ⑧十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
- ⑨両耳の聴力を全く永久に失ったもの

(2) 支給対象期間は、加入者が死亡した又は重度障害に該当したと認められた月の分から、障害のある方が死亡する月の分までです。なお、掛金の支払は、年金支給開始月の分まで必要です。(掛金免除となっている場合を除く)

(3) 次の場合には年金を支給することができません。

①次のいずれかの事由により加入者が死亡したとき

- ア 加入日以後1年以内の自殺
- イ 障害のある方の故意

②次のいずれかの事由により加入者が重度障害になったとき

- ア 加入者の故意又は重大な過失に基づく行為
- イ 加入者の犯罪行為
- ウ 障害のある方の故意による傷害行為
- エ 加入前の疾病・災害
- オ 加入者が加入前に生じていた所定の障害状態、又は、加入前の原因によって加入者となった後生じた所定の障害状態を有していた場合において、すでに障害を生じている身体の同一部位に新たな障害が加重したこと

③加入者の生存中に障害のある方が死亡したとき

④制度から脱退したとき

(リーフレット・裏面)

保護者の方などから よくあるご質問

保護者の加入要件は?

- ・年齢がらも認未満で健常であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。

掛金はいくら?

- ・加入時点の保険料の年率によって決まります。保険料の年率が高いうちにご加入いただくことで、月額の掛金は安くなります。  
【例】30歳：3,300円、40歳：4,400円、50歳～64歳：41,300円など
- ・掛金の見直しによって資金が流れされることになります。
- ・民間保険と比べて安いのが特徴です。

税制優遇って?

- ・資金の金額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の控除につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。

障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか?

- ・はい、受け取れます。
- しかも、障害扶養共済制度(しょうがい共済)により支給される年金は、生活保護の収入認定から除外されます。

要請者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか?

- ・既成の方などを「年金管理委員」としてご指定いただきます。
- 年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、資産をすることとなります。

誰が運営しているの?

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人医療医療機関が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

制度案内の  
ポイント⑦

障害のある方が、年金の請求手続きや管理が困難な場合は、親族の方などが「年金管理者」として代行できます。

### 1. 年金管理者について

- 「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」は、加入者の方がお亡くなりになった場合などに、障害のある方に年金をお支払いする制度のため、年金給付手続きは、加入者以外の方が行うことになります。
- このため、障害のある方が、年金の請求手続きや、管理が困難であると思われる場合は、年金を受領し管理する「年金管理者」をあらかじめ指定することができます。(あらかじめ、年金管理者に指定される人の同意を得ておく必要があります。)

#### 【年金管理者の例】

父が加入者の場合は、母や障害のある方の兄弟

#### 【年金管理者に行っていただく手続きの例】

##### ■年金受給前

- 年金請求手続き

##### ■年金受給開始後

- 障害のある方が受け取る年金の管理
- 障害のある方の現況届
- 住所変更等の各種届出
- 障害のある方の死亡届

} の提出 →

都道府県・指定都市  
(窓口:福祉事務所、  
市役所等)

- 年金管理者が指定されている場合は、年金給付の支払は、年金管理者に対して行われます。

(リーフレット・裏面)

#### 保護者の方などから よくあるご質問

##### 保護者の加入要件は?

- 年齢が55歳未満で健常であることや、一定程度の監督のある方を扶養していることなどの要件があります。

##### 年金はいくら?

- 加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額の年金は安くなります。  
【例】50歳: 8,500円 60歳~64歳: 14,100円 65歳~69歳: 22,100円など  
※ 初回支払として年金が計算されることあります。
- 民間年金と比べて安いのが特徴です。

##### 税額控除って?

- 年金の金額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の控除につながります。年金を受け取る際も、所得税・住民税・相続税、贈与税がかかりません。

##### 障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか?

- はい、受け取れます。  
しかも、障害者扶養共済制度(しょうがい共済)により支給される年金は、生活保護の収入調整から控除されます。

##### 保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか?

- 親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただきます。  
年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。

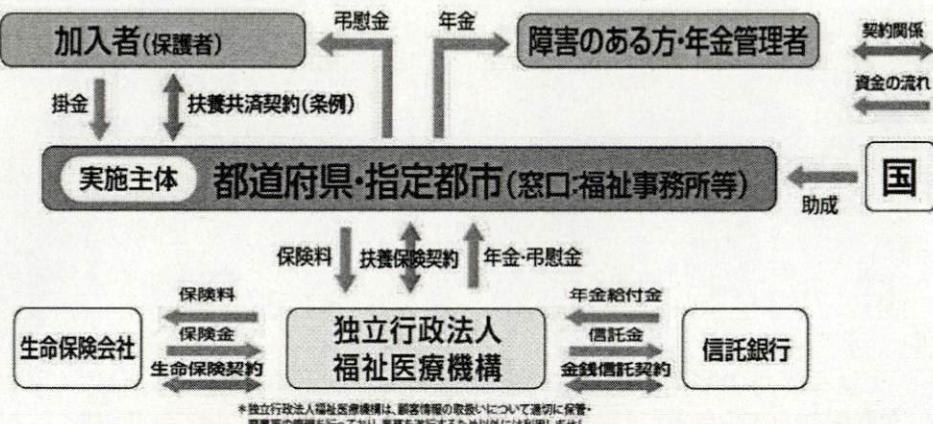
##### 誰が選定しているの?

- 各都道府県および指定都市が、条例に基づき認定しています。
- 独立行政法人ocha障害機関が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

制度案内の  
ポイント⑧

都道府県・指定都市が条例に基づき実施する公的制度です！  
年金給付に必要な資金は、国の監督のもと運用されています。

### 1. 障害者扶養共済制度(じょうがい共済)等の全体像

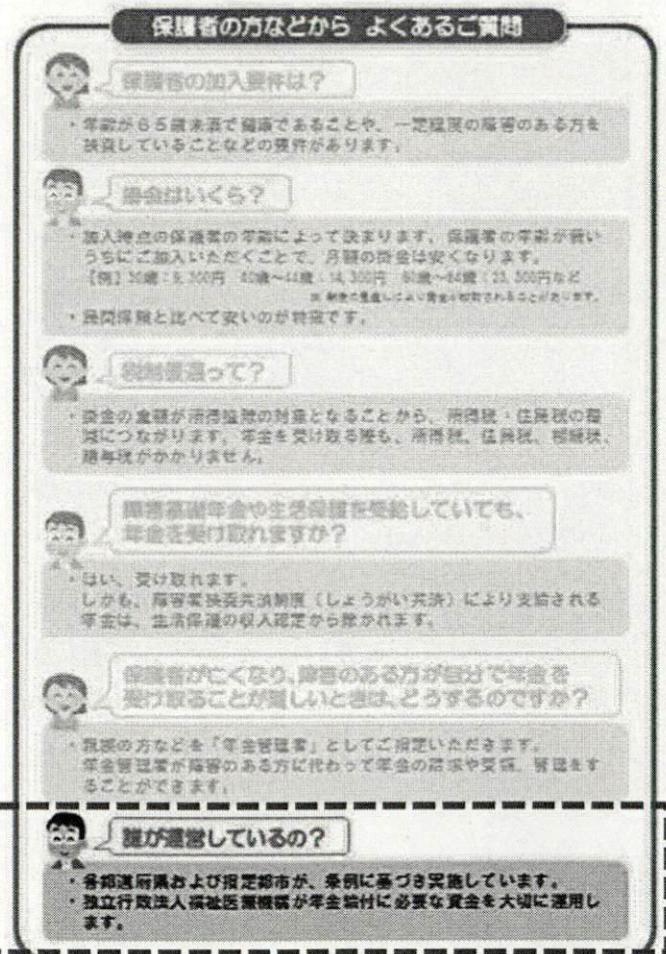


「障害者扶養共済制度(じょうがい共済)」は、都道府県・指定都市が条例に基づいて実施する公的制度です。障害のある方への年金給付に必要な資金は、国の監督の下、(独)福祉医療機構が安全に運用しています。

### 2. 制度を長期にわたって安定的に維持するための取組

- ・国は、少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしています。
- ・(独)福祉医療機構では、毎年度、資金の運用のリスク管理や財政状況の検証を行っています。

(リーフレット・裏面)

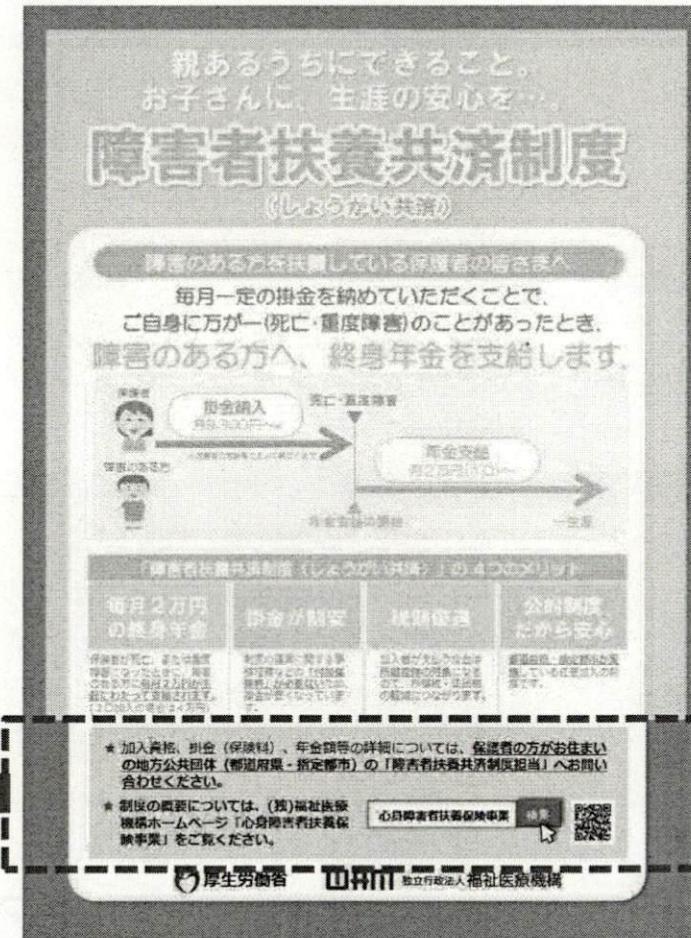


# お問い合わせ先

保護者がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)へ  
お問い合わせください。

都道府県市	担当部 局 講	電話番号	都道府県市	担当部 局 講	電話番号
北海道	保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課	011-231-4111 (内線25-735)	山 口 県	健康福祉部 障害者支援課	083-933-2764
青森県	健康福祉部 障害福祉課	017-734-9307	徳 島 県	保健福祉部 障がい者相談支援センター	088-631-8714
岩 手 県	保健福祉部 障がい保健福祉課	019-629-5446	香 川 県	健康福祉部 障害福祉課	087-832-3292
宮 城 県	保健福祉部 障害福祉課	022-211-2543	愛 媛 県	保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課	089-912-2423
秋 田 県	健康福祉部 障害福祉課	018-860-1331	高 知 県	地域福祉部 障害保健福祉課	088-823-9635
山 形 県	健康福祉部 障がい福祉課	023-630-2148	福 岡 県	福祉労働部 障がい福祉課	092-643-3264
福 島 県	保健福祉部 障がい福祉課	024-521-7170	佐 賀 県	健康福祉部 障害福祉課	0952-25-7401
茨 城 県	保健福祉部 障害福祉課	029-301-1111 (内線3369)	長 崎 県	福祉保健部 障害福祉課	095-895-2453
栃 木 県	保健福祉部 障害福祉課	028-623-3053	熊 本 県	保健福祉部子ども・くじら・障がい福祉局 障がい者支援課	096-333-2250
群 馬 県	健康福祉部 障害政策課	027-226-2634	大 分 県	福祉保健部 障害福祉課	097-506-2723
埼 玉 県	福祉部 障害者福祉推進課	048-830-3315	宮 崎 県	福祉保健部 障がい福祉課	0985-26-7068
千 葉 県	健康福祉部 障害者福祉推進課	043-223-2340	鹿 児 島 県	保健福祉部 障害福祉課	099-286-2744
東 京 都	看護保健局障害者施策推進部 計画課	03-5320-4148	沖 縄 県	子ども生活福祉部 障害福祉課	098-866-2190
神奈川県	保健福祉局福祉部 障害福祉課	045-210-1111	札 幌 市	保健福祉局障がい保健福祉部 障がい福祉課	011-211-2936
新潟県	福祉保健部 障害福祉課	025-280-5211	仙 台 市	健東福祉局障害福祉部 障害企画課	022-214-6135
富 山 県	厚生部 障害福祉課	076-444-3211	さ い た ま 市	保健福祉局福祉部 障害支援課	048-829-1308
石 川 県	健康福祉部 障害保健福祉課	076-225-1428	千 葉 市	保健福祉局高齢障害部 障害者自立支援課	043-245-5173
福 井 県	健康福祉部 障害福祉課	0776-20-0338	横 浜 市	健康福祉局 障害福祉課	045-671-3891
山 梨 県	福祉保健部 障害福祉課	055-223-1460	川 崎 市	健東福祉局障害保健福祉部 障害福祉課	044-200-2676
長 野 県	健康福祉部 障がい者支援課	026-235-7104	相 模 原 市	健康福祉局福祉部 障害福祉サービス	042-769-8355
岐 阜 県	健康福祉部 障害福祉課	058-272-8309	新潟市	福祉部 障がい福祉課	025-226-1239
静 岡 県	健康福祉部 障害福祉課	054-221-3686	静 岡 市	保健福祉部 障害者福祉課	054-221-1587
愛 知 県	健康福祉部 障害福祉課	052-954-6291	浜 松 市	健康福祉部 障害保健福祉課	053-457-2034
三 重 県	健康福祉部 障がい福祉課	059-224-2274	名 古 屋 市	健東福祉局障害福祉部 障害企画課	052-972-2585
滋 賀 県	健康医療福祉部 障害福祉課	077-528-3542	京 都 市	保健福祉局 障害保健福祉推進室	075-222-4161
京 都 府	健康福祉部 障害者支援課	075-414-4599	大 阪 市	福祉部障がい者施策部 障がい福祉課	06-6208-8082
大 阪 府	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課	06-6941-0351	堺 市	健康福祉局障害福祉部 障害者支援課	072-228-7510
兵 庫 県	健康福祉部障害福祉局 障害福祉課	078-362-3193	神 戸 市	保健福祉局障害福祉部 障害福祉課	078-322-6579
奈 良 県	健康福祉部 障害福祉課	0742-27-8513	岡 山 市	保健福祉局 障害福祉課	086-803-1236
和 歌 山 県	看護保健部看護保健政策局 障害福祉課	073-441-2641	広 島 市	健康福祉局障害福祉部 障害福祉課	082-504-2147
鳥 取 県	看護保健部ささえい福祉局 障がい福祉課	0857-26-7152	北 九 州 市	保健福祉局障がい者部 障害者支援課	093-582-2424
島 根 県	健康福祉部 障がい福祉課	0852-22-6686	福 岡 市	保健福祉局障がい者部 障がい者在宅支援課	092-711-4248
岡 山 県	保健福祉部 障害福祉課	086-226-7362	熊 本 市	保健福祉局障がい者支援部 障がい保健福祉課	096-328-2519
広 島 県	健康福祉局 障害者支援課	082-513-3162			

(リーフレット・表面)



## 障害のある方やその保護者から よくあるご質問

Q.1 この制度に加入できる者は、日本国籍を有するものに限られていますか。外国人は加入できませんか。

A 必ずしも国籍は問いません。したがって、県の区域内に住所を有する等の条例上の加入資格を満たしていればよいことになります。

Q.2 既に父親が加入者となっていますが、さらに母親を加入者として加入することができますか。

A できません。1人の障害のある方に2人の加入者は認められませんので、ご了承ください。

Q.3 加入者が障害者であっても、加入できますか。

A 加入者が障害者であっても、その障害状態が特別の疾病又は障害でなく、生命保険契約の被保険者となることができる者であると生命保険会社が認めれば加入できます。

Q.4 加入者となる要件として、「現に障害のある方を扶養している者」とされていますが、父親が健康を害して加入できない場合に、その他の者を加入者として加入することができますか。

A その方が、「現に心身障害者を扶養している者」に該当するのであれば加入者となることができます。例えば、母親を加入者として申込みができます。

Q.5 加入要件の年齢で、65歳以上は加入できないことになっていますが、年齢の計算はいつが基準となっていますか。

A 本制度では、加入者の年齢は、毎年4月1日から翌年3月31日までを事業年度として、その事業年度の初日における年齢を基準としています。

例えば、4月5日に満65歳になる方は、4月1日時点では64歳ですから、翌年3月31日までは加入資格があることになります。また、掛金の額も4月1日現在の年齢で算定されます。

Q6 健康上問題があると、本制度には加入できないのですか。

A 本制度に加入できるかどうかは、加入を申し込む際に健康上の告知をし、保険会社が告知書によって加入を引き受けるかどうかを判断します。そのため、現在の健康状態や過去の傷病歴などによっては、加入できない場合があります。

ただし病気といつても多種にわたるため、治療を要する必要も無いほど軽いものである場合や、病気が完治して一定の年数が経過している場合は、加入できる場合があります。

Q.7 障害のある方の加入要件では、知的障害者又は身体障害者1級～3級のほか、精神又は身体に永続的な障害のある者も対象とされていますが、具体的にはどのような障害がこれに該当しますか。

A 例えば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症及び血友病その他の特定疾患等があります。ただし、病名の診断があればよいのではなく、公的手当等が支給され病名の診断が公的に認められているか、また、公的に認められていない場合は医師の診断書（病歴、現症、予後の見通し等が詳細に記載されているもの）が必要となります。これらより「障害の種類」と「障害の程度」を明確にして加入の諾否が決定されます。

Q.8 対象となる障害のある方の要件として「将来独立自活することが困難と認められる者」とされていますが、どのような方が該当することとなりますか。

A 「独立自活が困難な者」については、加入申込受理の際に、独立自活の可能性が地域の実状に即し、本人及びその世帯の生活実態並びに将来への見通しなどを勘案して個別的具体的に判断されます。

Q.9 障害のある方の両親が離婚し、母親が障害のある方を扶養することになった場合、父親から母親に加入者変更できますか。

A 加入者となった後、離婚その他の事情により障害のある方との扶養関係がなくなったため、継続して加入者となることが困難となり、かつ、新しく障害のある方を扶養することとなった方から継続加入の要望があった場合であって、その方に加入者を変更することが社会通念上妥当と認められ、かつ、加入要件を満たしている（P.6参照）ときに限り、加入者の変更を認めています。

Q.10 加入者が他の県に住所を異動した場合、異動先の県でも引き続きこの制度に加入できますか。

A 現在、すべての都道府県・指定都市で実施されており、保護者が他の都道府県・指定都市に異動されても、異動先で加入手続きを行うことにより、継続してご加入いただけます。

Q.11 加入者と障害のある方が事故により同時（同日）に死亡した場合、年金は支給されますか。

A 同時死亡の場合は、障害のある方の死亡として取扱い、年金は支給されず、弔慰金の支給となります。